

現行（第4期）中期目標と第5期中期目標（案）の比較対照表

※R6.10.11 評価委員会資料からの修正箇所は朱書き

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	（現行目標からの変更趣旨）
【目次】 前文 中期目標の期間	【目次】 前文 中期目標の期間	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービス （1）良質な医療の実践 （2）地域医療への貢献と医療連携の推進 （3）災害・感染症等への適切な対応 2 患者サービス （1）患者サービスの向上 （2）情報発信 3 医療の質の向上 （1）病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 （2）信頼される医療の実践	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービス （1）良質な医療の実践 （2）地域医療への貢献と医療連携の推進 （3）災害・感染症等への適切な対応 2 患者サービス 3 医療の質の向上 （1）病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 （2）信頼される医療の実践 （3）情報発信	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 <u>1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実</u> <u>2 事務部門の機能強化</u> 3 <u>働きがいのある職場環境づくり</u> 4 法令遵守と公平性・透明性の確保	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 <u>1 効率的かつ適正な運営</u> （1）<u>運営・管理体制の充実</u> （2）<u>先端技術の活用推進等による業務改善</u> <u>2 職場環境の向上に向けた取組</u> <u>3 法令遵守と公平性・透明性の確保</u>	
第3 財務内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立 （1）経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化 （2）<u>投資財源の確保</u> 2 収支改善 （1）収益確保 （2）費用削減	第3 財務内容の改善に関する事項 1 持続可能な経営基盤の確立 （1）経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化 （2）<u>施設・設備の適正管理</u> 2 収支改善 （1）収益確保 （2）費用削減	
第4 その他業務運営に関する重要事項 1 <u>福岡市立こども病院における医療機能の充実</u> 2 <u>福岡市民病院における経営改善の推進</u>	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 <u>福岡市民病院のあり方検討への対応</u>	

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	（現行目標からの変更趣旨）
【前文】 地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。 平成29年度から令和2年度までの第3期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、<u>新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、BCP（事業継続計画）を踏まえながら、疑似症患者の受入体制をいち早く整えるとともに、保健所や他の医療機関との連携の下、入院患者を積極的に受け入れるなど、適切な対応を行った。</u> <u>第4期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県において策定された地域医療構想や、今後、国によって示される公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・感染症等の危機管理に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。</u> 福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の<u>充実を図るとともに、引き続き病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組を進めることとする。</u> 福岡市民病院については、<u>平成20年6月の福岡市病院事業運営審議会答申及び同年9月議会の「新病院の整備に関する決議」を踏まえ、同病院の現状や公立病院を取り巻く医療環境の変化等を勘案し、福岡市において、引き続きそのあり方について検討していく。</u>	【前文】 地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。 令和3年度から令和6年度までの第4期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、両病院ともに「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受け、福岡市における中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持についても可能な限り取り組むなど、適切な対応を行った。</u> <u>第5期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県保健医療計画や地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・新興感染症等の発生に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。</u> 福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の<u>充実を図る。</u> 福岡市民病院については、<u>将来的なあり方に関する検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実に努める。</u>	※[第2段落] 新型コロナウイルス感染症への対応について、時点更新 ※[第3段落] 令和6年3月に策定された「福岡県保健医療計画」を加筆。 ※[第3段落] 「国によって示された公立病院の役割等」は、令和4年3月に総務省が公立病院経営強化ガイドラインとして示した内容を想定。 ※[第4段落] こども病院の「病床の適切な運用や更なる確保を目指した取組」は、平成20年新病院基本構想による取組について、実態を踏まえ削除。 ※[第5段落] 市民病院のあり方検討に関する記載について、進捗状況を踏まえ更新。
【中期目標の期間】 <u>令和3年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	【中期目標の期間】 <u>令和7年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	・目標期間は、現行と同様の4年間とする。（診療報酬改定のサイクルを念頭に）

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	（現行目標からの変更趣旨）
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービス （1）良質な医療の実践 市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。 また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。 ア 福岡市立こども病院 これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。 イ 福岡市民病院 高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。 （2）地域医療への貢献と医療連携の推進 地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に<u>取り組む上</u>で求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと。 （3）災害・感染症等への適切な対応 <u>災害・感染症等の発生時やその他の緊急時</u>において、福岡市地域防災計画、<u>各種感染症の対策行動計画</u>等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。 <u>また、他の自治体</u>において大規模な災害・感染症等が発生した場合は、関係機関や災害協定に基づく医療機関等との連携を図るなど、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。 ア 福岡市立こども病院 高度医療を行う小児総合医療施設として、関係機関と連携を図りながら、必要な医療の継続のため医療資源を最大限活用するなど、役割に応じた適切な対応を図ること。 イ 福岡市民病院 必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として福岡市における対策の先導的かつ中核的役割を果たすため、必要な対応を図ること。	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービス （1）良質な医療の実践 市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。 また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。 ア 福岡市立こども病院 これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。 イ 福岡市民病院 高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。 （2）地域医療への貢献と医療連携の推進 地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に<u>当たり</u>求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと。 （3）災害・感染症等への適切な対応 <u>災害や新興感染症等（以下「災害等」という。）の発生に備え、平時から必要となる取組みを進めること。</u> <u>また、災害等の発生時においては</u>、福岡市地域防災計画<u>や各種感染症の対策行動計画並びに事業継続計画</u>等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。 なお、他の自治体において大規模な災害等が発生した場合は、関係機関や災害協定に基づく医療機関等との連携を図るなど、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。 ア 福岡市立こども病院 高度医療を行う小児総合医療施設として、関係機関と連携を図りながら、必要な医療の継続のため医療資源を最大限活用するなど、役割に応じた適切な対応を図ること。 イ 福岡市民病院 必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として福岡市における対策の先導的かつ中核的役割を果たすため、必要な対応を図ること。	※1（2） 市立病院機構は地域包括ケアシステム推進の直接的な主体ではないため表現を改めた。 ※1（3） 総務省公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、災害や新興感染症等への対応について、平時からの取組を追加。 ※1（3） 「事業継続計画」に基づく対応を求めるため追加。

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	（現行目標からの変更趣旨）
2 患者サービス （1）患者サービスの向上 選ばれる病院であり続けるため、I C T（情報通信技術）の積極的な活用などにより、<u>効率的かつ効果的なサービスの展開に努めるほか、ボランティア等との連携を図ることにより、多様な市民・患者一人ひとりの視点に立った患者サービスの向上に努めること。</u> （2）情報発信 <u>ホームページや広報誌等により、病院の役割や医療内容等を積極的に情報発信するなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。</u> 3 医療の質の向上 （1）病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 医療水準を向上させるため、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。 また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。 （2）信頼される医療の実践 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。 また、<u>患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。</u>	2 患者サービス 選ばれる病院であり続けるため、<u>利用者のニーズを的確に捉えながら、</u>I C T（情報通信技術）の積極的な活用<u>などにより、効率的かつ効果的なサービスの展開に努めるほか、院内環境の充実やボランティア団体等との連携を図ることなどにより、市民・患者一人ひとりの視点に立ったサービスの向上に努めること。</u> 3 医療の質の向上 （1）病院スタッフの計画的な確保と教育・研修 医療水準の維持・向上を図るため、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。 また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。 （2）信頼される医療の実践 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。 また、<u>クリニカルパスの活用や、患者へのインフォームド・コンセントの徹底などにより、患者中心の医療を実践すること。</u> （3）情報発信 <u>Web や広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信や、各種イベントの開催等を通じて病院が担う医療内容等の情報発信を積極的に行うなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。</u>	※現行2「（2）情報発信」 取組の目的を「2 患者サービス」にとどまらず、広く「3 医療の質の向上」に資する取組と再整理し記載位置を移動。 これに伴い、「（1）患者サービスの向上」の小項目表題は削除。 ※2 患者サービス向上の手法について「<u>利用者のニーズを的確に捉えながら、</u>」や「<u>院内環境の充実を図るなど</u>」を加筆。 また、「<u>多様な市民・患者</u>」について「<u>市民・患者</u>」に改める。 ※3（1） 取組の目的として、スタッフ確保の困難化が進む現状に鑑み、「医療水準の維持」を追加。 ※3（2）第2段落 患者中心の医療の実践に向け、「クリニカルパスの活用」の推進を追加。 ※3（3）「情報発信」 取組の目的を、現行「2 患者サービス」にとどまらず、広く「3 医療の質の向上」に資する取組と再整理し記載位置を移動。 手法として「各種イベントの開催等」などを追加し取組を拡充する。

現行（第4期）中期目標	第5期中期目標（案）	（現行目標からの変更趣旨）
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実 <u>地方独立行政法人制度の特長を活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善ができるよう、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、自律性を発揮できる運営管理体制の充実を図ること。</u> 2 事務部門の機能強化 <u>各病院の経営支援を的確に行うことができる人材や、医療を巡る環境変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、その専門的知識やスキルを習得するための研修を計画的に実施するとともに、市立病院としてのノウハウを確実に蓄積し、事務部門の更なる機能強化に努めること。</u> 3 働きがいのある職場環境づくり <u>国の働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の実現に向けた取組を行い、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。</u> また、職員の業績や能力を<u>公正かつ客観的に評価できるように人事評価制度の改善を行い、</u>職員のモチベーションの維持・向上を図ること。 4 法令遵守と公平性・透明性の確保 医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。 また、個人情報の保護及び情報公開に関しては、<u>福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）及び福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）に基づき、適切に対応すること。</u>	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 効率的かつ適正な運営 （1）運営管理体制の充実 <u>地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、事務部門をはじめ法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。</u> （2）先端技術の活用推進等による業務改善 <u>デジタル技術やＩＣＴなど先端技術の活用をはじめとした幅広い手法により、業務改善を図ること。</u> <u>なお、これらの先端技術の活用に当たっては、セキュリティ対策の徹底に努めること。</u> 2 職場環境の向上に向けた取組 <u>働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の実現に向けた取組に加え、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めること。</u> また、職員の業績や能力の<u>公正かつ客観的な評価に向けた人事評価制度の充実を通して、</u>職員のモチベーションの維持・向上を図ること。 3 法令遵守と公平性・透明性の確保 医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。 _____ _____ _____ _____ _____	※現行 1 及び 2 項目の表題「1 自律性・機動性の高い運営管理体制の充実」及び「2 事務部門の機能強化」を、「1 効率的かつ適正な運営」に整理。病院長のリーダーシップによる機動的な運営は継続しつつ、「持続可能な経営の確保」を新たに目的として明記し、「法人全体で経営強化に取り組む」など運営管理体制の充実に向け具体的な記載とした。 ※1（2） 総務省公立病院経営強化ガイドライン第 2－3－(5)②「デジタル化への対応」も踏まえ、新設。 ※2 表題を現行「3 働きがいのある職場環境づくり」から、より客観的かつ幅広い表現に改正。内容について「ハラスメントの防止に向けた取組など」を加え、「多様な職員にとって」働きやすい職場環境の整備に努めることと改めた。 ※2 第2段落： 人事評価制度については、取組の進捗を踏まえ「制度の充実」に改めた。 ※3 第2段落： 個人情報保護及び情報公開については、法改正により法令の直接適用となったため削除。

